

熊本県版育成経営体選定要領

(趣旨)

第1条 本県の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要である。

このため、平成30年12月27日付け30林政経第408号(一部改正)林野庁長官通知に基づき、このような林業経営体へと育成を図る林業経営体を熊本県版育成経営体(以下「育成経営体」という。)として選定するため、熊本県(以下「県」という。)における選定基準等を定めるものである。

また、森林経営管理法(平成30年法律第35号。以下「法」という。)第36条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の選定基準も併せて定めるものである。

(定義)

第2条 育成経営体とは、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体とする。

2 この要領における林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。

(申請等の手続き)

第3条 申請等の事務手続きについては、申請者の事業所の所在地を所管する広域本部長(ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては、上益城地域振興局長とする。以下「広域本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。また、県内に事業所が存しない申請者にあっては、主たる事業区域を所管する広域本部長等を経由して知事に提出するものとする。

(選定の申請)

第4条 育成経営体に選定を希望する者は、別記様式第1号、別記様式第2号、及び別表2の関係書類を添えて、正本1部、副本1部を知事に申請するものとする。また、申請者は、提出した書類一式を、控えとして5年間保管するものとする。

2 広域本部長等は、前項により申請があった場合、書類の具備、内容の妥当性について審査し、不備がないと認めるときは農林水産部長に正本1部を進達するものとする。

(選定の基準)

第5条 育成経営体及び法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者選定基準は別表1のとおりとする。

(意見の聴取)

第6条 知事は、前条により申請があった場合は、別記様式第4号により、前年度から申

請時に至るまでの森林法等や適正な森林施業に関する指導状況について、関係市町村長の意見を聴くものとする。関係市町村長は別記様式第4号の2により知事に回答する。

(市町村長による選定推薦)

第7条 市町村長は、別記様式第5号により、育成経営体及び法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者として、知事に選定すべき林業経営体を推薦することができるものとする。

(選定)

第8条 知事は、第4条による申請及び前条による推薦があった場合において、受理した当該申請及び推薦の内容が、別表1に掲げる基準を満たす場合、その翌月末までに育成経営体として選定する。また、育成経営体が、別表1欄外に記載された基準も満たす場合は、法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者とする。

(名簿の登録)

第9条 前条により選定された者は、熊本県版育成経営体名簿(別記様式第6号。以下「名簿」という。)に登録するものとする。

2 前項の名簿は「林業経営体に関する情報の登録・公表について(平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)」に基づく、林業経営体名簿と同一のものとする。

(選定・登録の通知)

第10条 知事は、第8条及び前条の規定による選定・登録の可否について、遅滞なくその旨を別記様式第7号により申請者又は推薦者に通知するとともに、別記様式第8号により関係市町村長及び九州森林管理局長に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第11条 第9条第1項による登録の有効期間は、公表の翌月から、5年以内に到来する申請者の事業年度の末日から3カ月後までとする。なお、年度を定めていない場合は暦年とする。

(名簿の公表)

第12条 知事は、県の公式ホームページにおいて名簿を公表するものとする。

2 公表内容は、毎月末日に更新するものとする。ただし、当該月に選定、変更がない場合はこの限りではない。

(登録内容の変更の届出)

第13条 名簿に登録された林業経営体は、別記様式第2号の1から7及び9に変更があったときは、遅滞なく別記様式第9号により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項により変更の届出があったときは、その受理をもって登録の変更に代えるものとし、変更した名簿の公表は、前条に準ずる。

(選定・登録の取消し)

第14条 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定・登録を取消すものとする。

(1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解

散等が確認された場合。

- (2) 育成経営体からの申出があった場合。
- (3) 選定・登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合。
- (4) 登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させ、再発防止に向けた対策を行っていない場合。
- (5) 育成経営体の代表経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）が森林法等の法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、有罪が確定した場合。
- (6) 森林施業に関し不正又は不誠実な行為をし、育成経営体として不相当であると認められる場合。
- (7) 第15条に規定する報告を怠り、これに応じない場合。
- (8) 実施状況報告により、別表1に掲げる選定基準を満たさないことが判明した場合。
（ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めるときは、この限りではない。）

2 知事は、第1項の規定による登録の取り消しをしたときは、速やかに、その旨を別記様式第10号により育成経営体に通知するとともに、別記様式第11号により関係市町村長及び九州森林管理局長に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあって、その死亡が確認された場合、及び法人の場合にあって、その所在が確認できない場合は、別記様式第10号の通知は省略するものとする。

3 知事は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、速やかに、県の公式ホームページにおいて、その旨を公表するものとする。

4 第1項第3号から第8号により登録の取消しとなった育成経営体が、取消し要因となった事項を改善し、その内容の実効性が确实と認められる場合は、再度、申請を受け付けることとし、その際の申請手続きは第4条を準用するものとする。

（実施状況報告）

第15条 育成経営体は、別記様式第12号、別記様式第13号、及び別表2の関係書類を添えて、登録の有効期間までの間、毎年、事業年度終了後2ヶ月を超えない日までに知事に実施状況を報告するものとする。

2 前項の報告により、育成経営体として選定された者が、別表1欄外に記載された基準を満たすことが判明した場合は、法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者とする。また、別表1に掲げる選定基準を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消すものとする。

3 第1項の報告により、登録内容の変更があった場合は、別記様式第14号により、申請者に通知するとともに、別記様式第15号により関係市町村及び九州管理局長に通知するものとする。なお、変更した名簿の公表は、第12条に準ずる。

4 第2項により、登録の取消しとなった育成経営体が、取消し要因となった選定基準を

満たすと認められる場合は、再度、申請を受け付けることとし、その際の申請手続きは第4条を準用するものとする。

(選定の更新)

第16条 名簿に登録された育成経営体は、更新を申請できるものとし、その手続きについては、第4条から第12条の規定を準用する。

2 前項の規定による更新は、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに申請書類が受理されなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(台帳の管理)

第17条 知事は、第5条で申請された書類を熊本県版育成経営体台帳(以下「台帳という。」)として、管理するものとする。

(法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者の閲覧について)

第18条 市町村は、法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者の中から、経営管理権の設定を行う経営体を選別するために必要な場合は、農林水産部森林局林業振興課及び当該申請を行った広域本部にて、台帳を閲覧することができる。

附 則

1 この要領は、平成31年3月29日から施行する。

2 「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領」(平成30年5月21日施行)により選定された林業経営体について、選定の効力は、平成31年度末まで延長することとする。ただし、本要領に基づき新たに選定された林業経営体については、その効力は失効するものとする。

3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表1 第5条関係（選定基準）

育成経営体選定基準

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
1	素材生産の生産量の増加又は生産性の向上	<p>A) 直営施業の場合 5年後の素材生産量（一部を他者への請負により生産する木材を含む。）が2割以上増加する、又は労働生産性が2割以上向上する計画であること。（ただし、生産性は直営分のみとする。）</p> <p>ただし、申請時に素材生産量が5,000m3以上に達している場合は、素材生産量が現状以上の増加となる計画で、かつ、労働生産性が5年後に2割以上向上する計画（直営分のみ）であること。 なお、申請時に素材生産量が5,000m3以上に達しており、労働生産性が主伐7m3/人日又は間伐4m3/人日以上の場合は、素材生産量及び労働生産性が現状以上となる計画（直営分のみ）を立てること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成するよう計画をたてること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、5年後の素材生産量が現状以上を目指す計画であること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 前回登録の素材生産量の目標生産量の増加分が、概ね（80%以上）達していること、又は目標生産性の向上分が、概ね（80%以上）達していること。かつ、5年後の素材生産量（一部を他者への請負により生産する木材を含む。）が2割以上増加する、又は労働生産性が2割以上向上する計画であること。（ただし、生産性は直営分のみとする。）</p> <p>また、更新時に素材生産量が5,000m3以上に達している場合は、素材生産量が現状以上の増加となる計画で、かつ、労働生産性が5年後に2割以上向上する計画（直営分のみ）であること。 なお、更新時に素材生産量が5,000m3以上に達しており、労働生産性が主伐7m3/人日又は間伐4m3/人日以上の場合は、素材生産量及び労働生産性が現状以上となる計画を立てること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 前回登録の素材生産量の目標生産量及び目標生産性の増加分が、概ね（80%以上）達していること。 また、請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」に準じる。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 前回登録の素材生産量の目標生産量に達していること。 また、5年後の素材生産量が現状以上増加する計画であること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は上記同様とする。

「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいい、「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

更新時に上記の更新選定基準を満たしていない育成経営体は、やむを得ない理由がある場合のみ、別記様式第16号を添付して申請書類を提出することができ、知事その内

容を適当と判断した場合のみ更新することができる。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
2	生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等	<p>A) 直営施業の場合 次の事項に取り組むこと。(必須) 年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っている(又は、今後1年以内に取り組む)こと。 次のいずれかに取り組む(又は、今後1年以内に取り組む)こと。(複数可) 生産工程の見直しに取り組むこと。 作業システムの改善に取り組むこと。</p> <p>製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組むこと。 木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組むこと。 森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組むこと。 その他、生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等の独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成している(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合は、年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っている(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 次の事項に取り組んでいること。(必須) 年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っていること。</p> <p>次のいずれかに取り組んでいること。(複数可) 生産工程の見直しに取り組むこと。 作業システムの改善に取り組むこと。 製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組むこと。 木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組むこと。 森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組むこと。 その他、生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等の独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合は、年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っていること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
3	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>A) 直営施業の場合 主伐後の再造林対策のため、次のいずれかに取り組む（又は、今後1年以内に取り組む）こと。（複数可） 伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。 コンテナ苗の使用や苗の確保対策に取り組むこと。 低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。 その他、造林・保育の省力化・低コスト化のために独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は今後1年以内に取り組む）こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 主伐後の再造林対策のため、次のいずれかに取り組んでいること。（複数可） 伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。 コンテナ苗の使用や苗の確保対策に取り組むこと。 低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。 その他、造林・保育の省力化・低コスト化のために独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会等の場合、会員との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
4	主伐後の再造林の確保	<p>A) 直営施業の場合 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>主伐後に適切な更新を行うこと。 また、他社の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者など関係者への適切な更新の働きかけに取り組んでいる（又は、今後1年以内に取り組み）こと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいる（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組み）こと。</p>	<p>A) 直営施業の場合 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有していること。</p> <p>主伐後に適切な更新を行っていること。 また、他社の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者など関係者への適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
5	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	<p>A) 直営施業の場合 素材生産又は造林・保育に関して1年以上（連続でなくても可）の事業実績を有していること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上（連続でなくても可）であること。 直近1年以上の経常損益を示す書類があること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 素材生産又は造林・保育に関して1年以上（連続でなくても可）の事業実績を有していること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上（連続でなくても可）であること。 直近1年以上の経常損益を示す書類があること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、以下の通りとする。

素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有していること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年であること。
 直近1事業年の財務状況が債務超過でないこと。

法人においては常勤の役員を設置していること。

ただし、常勤の役員を設置していない法人については、法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
6	伐採・造林に関する行動規範の策定	<p>A) 直営施業の場合 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定・取組等を行っている（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成している（又は、今後1年以内に取り組む）こと。</p> <p>行動規範＝県、市町村や所属する業界団体や策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>熊本県のガイドライン「熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（平成31年（2019年）2月27日付森整第788号）」参照</p>	<p>A) 直営施業の場合 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定・取組等を行っていること。</p> <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) その他地域で組織する団体や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、上記「A）直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>行動規範＝県、市町村や所属する業界団体や策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
7	雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>A) 直営施業の場合 次の事項の全てに取り組んでいること。</p> <p>【雇用管理の改善】 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入など、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善を行うこと。 「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自含む)加入などの福利厚生の充実に取り組むこと。</p> <p>【労働安全対策】 防護具を着用すること。 リスクアセスメントを定期的を実施すること。 作業現場の安全巡回を定期的を実施すること。 その他独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成している(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、次の事項に全て取り組んでいる(又は、今後1年以内に取り組む)こと。</p> <p>【雇用管理の改善】 「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p>【労働安全対策】 防護具を着用すること。 作業現場の安全巡回を定期的を実施すること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 次の事項の全てに取り組んでいること。</p> <p>【雇用管理の改善】 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入など、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善を行うこと。 「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自含む)加入などの福利厚生の充実に取り組むこと。</p> <p>【労働安全対策】 防護具を着用すること。 リスクアセスメントを定期的を実施すること。 作業現場の安全巡回を定期的を実施すること。 その他独自の取組を行うこと。</p> <p>B) 専ら(全て)他者への請負による場合 請負者との連携のもと、上記「A) 直営施業の場合」を達成していること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、次の事項に全て取り組んでいること。</p> <p>【雇用管理の改善】 「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修を積極的に受講すること。</p> <p>【労働安全対策】 防護具を着用すること。 作業現場の安全巡回を定期的を実施すること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は、上記基準内容を「既に取り組んでいる」者とする。

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用	
				素材生産	造林保育
8	コンプライアンスの確保	<p>A) 直営施業の場合 以下のいずれにも該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林区域に係る関係法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者 ・日頃の業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ・直近1年間で、労働災害（死亡・休業4日以上）を発生させ、再発防止策に取り組んでいない者 <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 上記「A）直営施業の場合」と同様であること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、「A）直営施業の場合」と同様であること。</p>	<p>A) 直営施業の場合 以下のいずれにも該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林区域に係る関係法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者 ・日頃の業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ・名簿有効期間に、労働災害（死亡・休業4日以上）を発生させ、再発防止策に取り組んでいない者 <p>B) 専ら（全て）他者への請負による場合 上記「A）直営施業の場合」と同様であること。</p> <p>C) 市町村・地域が組織する協議会や自伐林家等の場合 市町村・地域が主導となって管内の自伐林家で組織する協議会や自伐林家等の場合、「A）直営施業の場合」と同様であること。</p>		

うち、法第36条第2項に基づく民間事業者の基準は上記同様とする。

「計画期間中に、法令違反により刑罰を科せられた育成経営体」または「計画期間中に、事業主及び業務上監督する義務のある者が、労働基準関係法定違反により刑罰を科せられた育成経営体」は更新不可とする。

別表 2 (第 4 条、第 15 条関係)

添付書類		備考
別紙 1	法人の場合は登記事項証明(原本) 個人の場合は住民票(原本)	発行日以降 6 か月以内の原本
別紙 2	雇用に関して交付している文書の写し	雇用形態に応じて 1 部ずつ提出
別紙 3	社会・労働保険等の加入状況が確認できる書類	労災保険、雇用保険、社会保険、退職金共済、それぞれの加入が分かる書類
別紙 4	事業実績を証する書類	契約書等の写し等 様式第 2 号の の 1 に記載の 3 年間の事業実績に記載された事業区分ごとに、代表的なものを 1 つずつ
別紙 5	連携事業体との協定書又は同意書の写し	該当がある場合のみ添付
別紙 6	直近 3 ヶ年の貸借対照表及び損益計算書(これらに類する書類)の写し	事業実績が 3 年に満たない場合は、存在する全ての貸借対照表及び損益計算書(これらに類する書類)の写し
別紙 7	年間計画や月間計画、週間計画、作業日報等の写し	一部で可
別紙 8	生産管理又は流通合理化等における取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙 9	造林・保育の省力化・低コスト化についての取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙 10	主伐後の再造林の確保についての取組内容がわかる書類	協定書や作業内容の資料等
別紙 11	遵守する行動規範やガイドライン等の写し	熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン以外
別紙 12	行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類	
別紙 13	就業規則	制定している場合のみ
別紙 14	雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組内容がわかる書類	各項目で取組内容が分かる書類。
別紙 15	誓約書	別記様式第 3 号
別紙 16	県税の納税証明書	発行日以降 3 か月以内の「県税未納なし証明書」原本
別紙 17	林業労働災害再発防止に向けた取組み(別記様式第 17 号)	申請時点から過去 1 年間において、労働災害(死亡・休業 4 日以上)を発生させた場合のみ添付

注 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定申請と同時期に申請を行う場合は、別紙 1 ~ 3、6、13、16 については、不要とする。

熊本県知事

様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者職氏名

誓 約 書

私は熊本県版育成経営体選定申請(更新申請)を行うにあたり、コンプライアンスを確保するとともに、次の事項について誓約します。

チェック欄(該当する場合、欄にチェックを入れてください。)

- 1 自己及び役員等は、次の から までのいずれにも該当するものではありません。
また、事業運営に対し、次の から までのいずれの関与もありません。
暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 自己及び役員等は、次の から までのいずれにも該当するものではありません。
森林区域に係る関係法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者
日頃の業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 3 県税に未納はありません。
- 4 直近1年間で、労働災害(死亡・休業4日以上)を発生させていません。
- 5 直近1年間で、労働災害(死亡・休業4日以上)が発生したため、別紙17のとおり、再発防止策に取り組んでいます。
- 6 登録有効期間内に労働災害(死亡・休業4日以上)が発生した場合は、再発防止に向けた取組みを提出します。
- 7 今後、登録有効期間が満了するまでに上記1から6に該当するに至った場合は、速やかに知事に報告します。

別記様式第4号(第6条関係)

文書番号
年(年) 月 日

関係市町村長 様

熊本県知事

熊本県版育成経営体選定に係る意見の聴取について(照会)

このことについて、別紙一覧のとおり熊本県版育成経営体選定要領第4条に基づき申請がありましたので、同要領第6条に基づき意見を求めます。

つきましては、意見がありましたら 年(年) 月 日()までに回答いただきますようお願いします。

なお、上記期日までに回答がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

別記様式第7号(第10条関係)

文書番号
年(年) 月 日

(申請者)又は(推薦市町村長) 様

熊本県知事

熊本県版育成経営体選定・登録通知書

年(年) 月 日付け 第 号で申請(推薦)のありました
熊本県版育成経営体選定について、下記のとおり通知します。

記

熊本県版育成経営体として選定し、別添名簿のとおり登録しました。

(森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者に該当する
場合のみ)また、森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき県が公表する民間事
業者として、基準を満たしていることを申し添えます。

この度は、熊本県版育成経営体に選定しません。

なお、理由については、以下のとおりです。

別記様式第8号(第10条関係)

文書番号
年(年) 月 日

関係市町村長(推薦市町村長以外) 様
九州森林管理局長 様(各通)

熊本県知事

熊本県版育成経営体の選定・登録について(通知)

熊本県版育成経営体選定要領第8条及び9条の規定に基づき、別添のとおり選定・登録しましたので、同要領第10条の規定に基づき通知します。

1 添付書類

- ・別記様式6号(熊本県版育成経営体名簿)
- ・別記様式7号(熊本県版育成経営体選定通知書)の写し

別記様式第10号(第14条関係)

文書番号
年(年) 月 日

(林業経営体名) 様

熊本県知事

熊本県版育成経営体名簿の登録取消通知書

年(年) 月 日付けで登録した熊本県版育成経営体名簿について、下記の理由によりその登録を取り消したので通知します。

記

・取消の理由

別記様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

文書番号
年 (年) 月 日

関係市町村長 様
九州森林管理局長 様 (各通)

熊本県知事

熊本県版育成経営体名簿の登録取消しについて (通知)

年 (年) 月 日付けで熊本県版育成経営体に選定し名簿に登録
しました (林業経営体名) について、下記の理由により、その登録を取り消したので
通知します。

記

・取消の理由

別記様式第14号(第15条関係)

文書番号
年(年) 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

熊本県版育成経営体実施状況報告結果通知書

年(年) 月 日付け 第 号で提出のありました実施状況
報告書を審査した結果、下記理由により登録(取消)しました。

記

登録 番号	育成経営体 (該当する場合は○。 取り消す場合は×。)	登録の理由又は取消しの理由
	森林経営管理法第36条 第2項の規定に基づく県 が公表する民間事業者	

添付書類

- ・別記様式第6号(熊本県版育成経営体名簿)

別記様式第15号(第15条関係)

文書番号
年(年) 月 日

関係市町村長 様
九州森林管理局長 様(各通)

熊本県知事

熊本県版育成経営体実施状況報告に基づく公表について(通知)

熊本県版育成経営体選定要領第15条の規定により実施状況報告を審査した結果、下記のとおり名簿を変更しました。

記

- 1 登録番号
- 2 商号又は名称
- 3 登録(取消)理由
- 4 添付書類
 - ・別記様式第6号(熊本県版育成経営体名簿)

別記様式第16号(別表1 関係)

取組状況に関する経緯報告書及び対策計画書

育成経営体の取組状況において、素材生産量が目標値を達成できなかった経緯を以下のとおり報告するとともに、次期計画における対策を以下のとおり計画します。

1 当初目標値

区 分	主 伐						目標年次 の数値
	申請時	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
材積	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
生産性	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日

2 結果

区 分	主 伐						目標年次 の数値
	申請時	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
材積	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
生産性	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日	m ³ /人日

3 目標未達成の理由(具体的に)

4 対策計画について

【課題】

次期計画における課題は、以下のとおりです。

【対策】

次期計画においては目標値を達成できるよう、以下の対策に取り組みます。

再発防止に向けた取り組み

改善項目	実施済み内容	追加実施内容
例：連絡体制の確保	例：伐採時の笛、声掛け 休憩時及び昼休みに集 合、点呼	例：インカム付きヘルメット の導入

下記を添付すること

労働基準監督署に提出した「林業労働災害確定報告」及び「災害防止策」

「追加実施内容」にかかる実施状況写真

林業経営体に関する情報

申請者の基本情報について

- 1 商号又は名称 _____
- 2 代表者職氏名 _____
- 3 主たる所在地の場所 〒 _____
- 4 電話番号 _____
- 5 FAX番号 _____
- 6 メールアドレス _____
- 7 事業年度 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日
- 8 事業開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (林業営業年数 _____ 年)
- 9 事業区域 _____

(事業を行う県内の市町村 or 郡 or 県内全域等を具体的に記載。また、森林経営管理法第36条2項の規定に基づき県が公表する民間事業者として選定された際には、当該区域を経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村と読み替えることに留意して記載すること。)

10 役職員の状況

氏名 ¹	就業・就任年数 ²	役員					雇用形態 ³		業務区分	雇用管理者	保険の加入状況					資格取得状況			
		常勤	非常勤	正社員	パート職員・嘱託職員	臨時雇用・アルバイト	その他	林業現場作業			事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職共済金等	フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
4	計																		

- 1 本表は、申請をする時点における全役員について、記載すること。
- 2 各人について、該当する欄に○印を記入すること。
(ただし、就業年数欄には、年数を記入(月数は切り捨て)すること。(例：2年11ヵ月の場合、2年))
- 3 正社員とは、期間の定めのない労働契約で雇われ、就業規則で定められた所定労働時間の上限(フルタイム)まで労働する者の事。
パート職員・嘱託職員とは、正社員より過当たりの勤務時間が短く、長期雇用している者の事。
臨時雇用・アルバイトとは、正社員と同程度の勤務時間で短期雇用契約の者の事。
上記以外の者はその他に記載願います。
- 4 欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

- 11 5年後の現場作業職員数の目標人数 人
- 12 法人において、常勤役員を設置していない場合 _____ までに設置予定
- 13 雇用に関する文書交付の有無 _____ (有 or 無 を記入すること)
- 14 直近1年間の労働災害の有無 _____ (有 or 無 を記入すること)
- 15 労働災害にかかる刑罰の有無 _____ (有 or 無 or 判決待ち を記入すること)

添付書類	チェック
登記事項証明又は住民票	別紙 1
雇用に関して交付している文書の写し	別紙 2
社会・労働保険等の加入状況が確認できる書類	別紙 3

申請者の取組内容等について

1 素材生産の生産量の増加又は生産性の向上

(1) 3年間の事業実績（素材生産業）

【3年間の事業期間 ()年 月 日～ ()年 月 日】 1

区分 (単位)		素材生産							
		主 伐				間 伐			
		面積 (ha)	材積 (m3)	雇用量 (人日)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	雇用量 (人日)	生産性 (m3/人日)
昨年	直 営 ₂				0.0				0.0
	請 負 ₃								
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		
一昨年	直 営				0.0				0.0
	請 負								
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		
先一昨年	直 営				0.0				0.0
	請 負								
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		

- 1 事業期間は、申請者の事業年度とし、事業年度を定めていない場合は、暦年とする。事業実績は、登録申請時の直近の会計年度から過去3ヶ年とすること。なお、事業期間が1年の場合は過去1ヶ年、2年の場合は過去2ヶ年を記載すること。
- 2 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 3 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

(2) 5年後の目標（素材生産業）

【5年後の事業期間 ()年 月 日～ ()年 月 日】

区分 (単位)	主 伐				間 伐			
	面積 (ha)	材積 (m3)	雇用量 (人日)	生産性 (m3/人日)	面積 (ha)	材積 (m3)	雇用量 (人日)	生産性 (m3/人日)
直 営				0.0				0.0
請 負								
合 計								

選定基準 = 5年後の素材生産量が2割以上増加、又は生産性が2割以上向上する計画であること。ただし、申請時に素材生産量が5,000m³以上に達している場合は、生産量については現状以上の増加となる計画で、かつ、労働生産性が5年後に2割以上向上する計画であること。なお、申請時に5,000m³以上の素材生産を行っており、労働生産性が主伐7m³/人日又は間伐4m³/人日以上の場合は、生産量及び生産性が現状以上となる計画を立てること。

(3) 3年間の事業実績(造林・保育業)

【3年間の事業期間 ()年 月 日~ ()年 月 日】 1

区分	造林・保育業							
	植付	下刈り	除伐	枝打ち	鹿ネット	その他	その他	その他
(単位)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	()	()	()
昨年	直営 ₂							
	請負 ₃							
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
一昨年	直営							
	請負							
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
先一昨年	直営							
	請負							
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

- 1 事業期間は、申請者の事業年度とし、事業年度を定めていない場合は、暦年とする。
事業実績は、登録申請時の直近の会計年度から過去3ヶ年とすること。
なお、事業期間が1年の場合は過去1ヶ年、2年の場合は過去2ヶ年を記載すること。
- 2 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 3 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

(4) 5年後の目標(造林・保育業)

【5年後の事業期間 ()年 月 日~ ()年 月 日】

区分	造林・保育業							
	植付	下刈り	除伐	枝打ち	鹿ネット	その他	その他	その他
(単位)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	()	()	()
直営								
請負								
合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

(5) 3年間の事業実績（その他林業 1）

【3年間の事業期間 ()年 月 日～ ()年 月 日】 1

区分		その他林業							
		()	()	()	()	()	()	()	()
(単位)		()	()	()	()	()	()	()	()
昨年	直 営 ³								
	請 負 ⁴	0.0	0.0	0.0	0.0				
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0				
一昨年	直 営								
	請 負	0.0	0.0	0.0	0.0				
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0				
先一昨年	直 営								
	請 負	0.0	0.0	0.0	0.0				
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0				

- 1 森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産、特殊伐採等について記載すること。
- 2 事業期間は、申請者の事業年度とし、事業年度を定めていない場合は、暦年とする。
事業実績は、登録申請時の直近の会計年度から過去3ヶ年とすること。
なお、事業期間が1年の場合は過去1ヶ年、2年の場合は過去2ヶ年を記載すること。
- 3 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 4 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

(6) 5年後の目標（その他林業）

【5年後の事業期間 ()年 月 日～ ()年 月 日】

区分									
(単位)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
直 営									
請 負	0.0	0.0	0.0	0.0					
合 計	0.0	0.0	0.0	0.0					

(7) 請負先一覧

	商号又は名称	住 所	事業区分		
			素材 生産業	造林・ 保育業	その他 林業
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

他社への請負により事業を実施している場合、その請負先について記入し、該当する事業区分欄に○印を記入すること。

欄が不足する場合は、適宜行を追加するか、別紙に記入すること。

添付書類

チェック

1	事業実績を証する書類（契約書等の写し） (1),(3),(5)に記載された各事業について、事業の実績が分かる書類を添付すること。		別紙 4
2	連携事業体との協定書又は同意書の写し（該当がある場合のみ添付）		別紙 5
3	直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し		別紙 6

2 生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等 (該当する欄に を記入し、「実施予定」に を記入した場合は、予定時期を記入すること。)

【必須】

年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行っている。

実施済	未実施	実施予定	→	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="text"/>

(補足説明)

【選択（複数可）】

生産工程の見直しに取り組んでいること。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

作業システムの改善に取り組んでいること。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組んでいること。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組んでいること。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組んでいること。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

その他、生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等の独自の取組を行うこと。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	----------------------

(補足説明)

記入上の留意事項

- ・ 記載内容の一部（作業日報や年間計画は作成しているが、週間計画は作成していない等）について取り組んでいる場合でも実施済として良い。
- ・ ~ 実施済又は実施予定を選択した場合は、その内容を補足説明に具体的に記載すること。また、 ~ における関係書類がある場合は、別紙 8 に添付すること。

添付書類

チェック

1	の作業日報等の写し（一部で可）		別紙 7
2	~ における取組内容（協定書等）の写し		別紙 8

3 造林・保育の省力化・低コスト化

(該当する欄に を記入し、「実施予定」に を記入した場合は、予定時期を記入すること。)

【選択（複数可）】

伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

コンテナ苗の使用や苗の確保対策に取り組むこと。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------

(補足説明)

低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------

(補足説明)

その他、造林・保育の省力化・低コスト化のために独自に取り組んでいること

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------

(補足説明)

記入上の留意事項

- ・実施済又は実施予定を選択した場合は、その内容を補足説明に具体的に記載すること。また、関係書類がある場合は、別紙 9 に添付すること。

添付書類

チェック

1 上記の取組内容（作業内容の資料）の写し		別紙 9
-----------------------	--	------

4 主伐後の再造林の確保

(該当する欄に を記入し、「今後整備する」又は「実施予定」に を記入した場合は、予定時期を記入すること。)

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している。

有している

今後整備する



整備予定時期

(補足説明)

主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいる。

実施済

実施予定



実施予定時期

(補足説明)

記入上の留意事項

- ・実施済又は実施予定を選択した場合は、その内容を補足説明に具体的に記載すること。また、関係書類がある場合は、別紙10に添付すること。

添付書類

チェック

1 上記の取組内容(協定書や作業内容の資料)の写し		別紙 10
---------------------------	--	-------

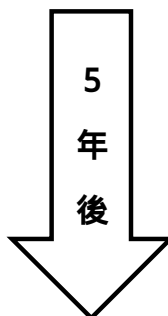
5 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保

(1) 高性能林業機械保有台数

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッド
台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。こと。

上段に記載されていない高性能林業機械を所有する場合は、下欄に機種を記載のうえ、台数を記入すること。



(2) 5年後の高性能林業機械保有台数(目標)

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッド
台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。こと。

上段に記載されていない高性能林業機械を所有する場合は、下欄に機種を記載のうえ、台数を記入すること。

6 伐採・造林に関する行動規範の策定

(該当する欄に を記入し、「実施予定」に を記入した場合は、予定時期を記入すること。)

(1) 経営者独自の行動規範の策定	策定済 <input type="checkbox"/>	未策定 <input type="checkbox"/>	策定予定 <input type="checkbox"/>	策定予定時期 → <input type="text"/>
(2) 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>
(3) 都道府県・市町村等行政の策定したガイド ラインの遵守 (策定主体：)	遵守済 <input type="checkbox"/>	未遵守 <input type="checkbox"/>	遵守予定 <input type="checkbox"/>	遵守予定時期 → <input type="text"/>

添付書類

チェック

1 遵守する行動規範やガイドライン等の写し	<input type="checkbox"/>	別紙 1 1
2 行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類	<input type="checkbox"/>	別紙 1 2

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

(該当する欄に を記入し、「実施予定」に を記入した場合は、予定時期を記入すること。)

(1) 雇用管理の改善

【必須】

現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

【必須】

「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修の積極的な受講

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

【必須】

原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自含む)加入などの福利厚生の充実に取り組む

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

記入上の留意事項

- ・ 及び 記載内容の一部について取り組んでいる場合でも実施済として良い。
- ・ 実施済又は実施予定を選択した場合は、その内容を補足説明に具体的に記載すること。また、関係書類がある場合は、別紙14に添付すること。

(2) 労働安全対策

【必須】

防護具を着用すること

実施済
<input type="checkbox"/>

(補足説明)

【選択(複数可)】

リスクアセスメントを定期的実施する

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

【選択(複数可)】

作業現場の安全巡回を定期的実施する

実施済	未実施	実施予定	実施予定時期
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→ <input type="text"/>

(補足説明)

【選択（複数可）】

その他独自に取り組んでいること

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	→	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	--------------------------

(補足説明)

記入上の留意事項

- ・実施済又は実施予定を選択した場合は、その内容を補足説明に具体的に記載すること。また、関係書類がある場合は、別紙 1 4 に添付すること。

添付書類

チェック

	添付書類	チェック	
1	就業規則	<input type="checkbox"/>	別紙 1 3
2	上記の取組内容（研修修了証、作業内容の資料）の写し	<input type="checkbox"/>	別紙 1 4

8 コンプライアンスの確保 (以下の書類を添付すること。)

添付書類	チェック	
1 誓約書(別記様式第3号)		別紙 15
2 県税の納税証明書		別紙 16

育成経営体（意欲能力者）申請及び状況報告添付書類一覧

別紙番号	内容	申請時	申請時備考	状況報告時	状況報告時備考
別紙 1	法人の場合は登記事項証明、個人の場合は住民票		発行日以降 6 か月以内の原本		変更がある場合は、選定要領第 13 条に基づき提出する必要あり
別紙 2	雇用に関して交付している文書の写し		雇用形態に応じて 1 部ずつ提出		
別紙 3	社会・労働保険等の加入状況が確認できる書類		労災保険、雇用保険、社会保険、退職金共済、それぞれの加入が分かる書類		
別紙 4	事業実績を証する書類		契約書等の写し等 様式第 2 号の 1 に記載の 3 年間の事業実績に記載された事業区分ごとに、代表的なものを 1 つずつ		報告年次の契約がある場合は、添付 様式第 10 号の 1 の事業区分ごとに、代表的なものを 1 つずつ
別紙 5	連携事業体との協定書又は同意書の写し		該当がある場合のみ添付（連携して事業を実施する事業体が存在し、その事業体と協定書や年度当初に単価契約などを取り交わしている場合）		報告年次に契約がある場合は、添付
別紙 6	直近 3 年間の貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し		事業実績が 3 年に満たない場合は、存在する全ての貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し		報告年次の貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し
別紙 7	年間計画や月間計画、週間計画、作業日報等の写し		一部で可		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 8	生産管理又は流通合理化等における取組内容がわかる書類		各項目で取組内容が分かる書類		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 9	造林・保育の省力化・低コスト化についての取組内容がわかる書類		各項目で取組内容が分かる書類		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 10	主伐後の再造林の確保についての取組内容がわかる書類		協定書や作業内容の資料等		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 11	遵守する行動規範やガイドライン等の写し				報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 12	行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類				報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 13	就業規則		制定している場合のみ		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 14	雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組内容がわかる書類		各項目で取組内容が分かる書類 (1)及び(2)の に関する書類は必須		報告年次に変更がある場合は、添付（報告年次の研修受講証明書など）
別紙 15	誓約書		別記様式第 3 号		報告年次に変更がある場合は、添付
別紙 16	県税の納税証明書		発行日以降 3 か月以内の「県税未納なし証明書」原本		事業期間後の納税が反映され、「県税未納なし証明書」原本
別紙 17	林業労働災害再発防止に向けた取組み		申請時点から過去 1 年間に於いて、労働災害（死亡・休業 4 日以上）を発生させた場合のみ添付		報告年次に災害が発生した場合は、添付

別紙 1

(法人の場合は登記事項証明、
個人の場合は住民票)

別紙 2

(雇用に関して交付している
文書の写し)

別紙 3

(社会・労働保険等の加入状況が確認
できる書類)

別紙 4

(事業実績を証する書類)

別紙 5

(連携事業体との協定書又は
同意書の写し)

別紙 6

(直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書(これらに類する書類)の写し)

別紙 7

(年間計画や月間計画、週間計画、
作業日報等の写し)

別紙 8

(生産管理又は流通合理化等における取
組内容がわかる書類)

別紙 9

(造林・保育の省力化・低コスト化につ
いての取組内容がわかる書類)

別紙 1 0

(造林・保育の省力化・低コスト化につ
いての取組内容がわかる書類)

別紙 1 1

(遵守する行動規範やガイドライン等
の写し)

別紙 1 2

(行動規範等の遵守のための取組内容を
証する書類)

別紙 1 3
(就業規則)

別紙 1 4

(雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組内容がわかる書類)

別紙 1 5
(誓約書)

別紙 1 6

(県税の納税証明書)

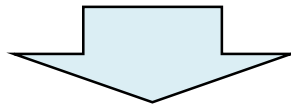
熊本県版育成経営体 実施状況報告書

基本情報について

- 1 商号又は名称 0
- 2 代表者氏名 0
- 3 主たる所在地の場所 〒 0
- 4 電話番号 0
- 5 FAX番号 0
- 6 メールアドレス 0
- 7 事業年度 0 0月 0 0日 ~ 0 0月 0 0日 0 00 0 00
- 8 事業区域 _____
(状況報告年次に事業を行った県内の市町村or郡を具体的に記載)
- 9 直近1年間の労働災害の有無 _____ (有 or 無 を記入すること)
- 10 労働災害にかかる刑罰の有無 _____ (有 or 無 or 判決待ち を記入すること)
- 11 役職員の状況

氏名	役員		雇用形態			業務区分		保険の加入状況					資格取得状況						
	常勤	非常勤	正社員	パート職員・嘱託職員	臨時雇用・アルバイト	その他	林業現場作業	事務系等職員	雇用管理者	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職共済金等	フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	その他
申請時	1				0														

1 申請時、別記様式第2号の9の表に記入した計欄の人数を記載すること。



状況報告年次の状況

10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
年目	2																		

2 状況報告書を提出する時点における全役職員の人数について、記載すること。

(参考)

* 5年後の現場作業職員数の目標人数

0

人

(申請時の目標人員を記入すること。)

取組状況について

1 素材生産の生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業実績(素材生産業)

【報告事業期間 年(年) 月 日 ~ 年(年) 月 日】 1

区分		素 材 生 産							
		主 伐				間 伐			
		面積	材積	雇用量	生産性	面積	材積	雇用量	生産性
(単位)		(ha)	(m3)	(人日)	(m3/人日)	(ha)	(m3)	(人日)	(m3/人日)
申請時	直 営 ²	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請 負 ³	0.0	0.0			0.0	0.0		
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		
年 目	直 営				0.0				0.0
	請 負								
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		
(5年目) 目 標 年 目	直 営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請 負	0.0	0.0			0.0	0.0		
	合 計	0.0	0.0			0.0	0.0		
目標達成率			0.0%		0.0%		0.0%		0.0%

- 1 実施状況報告時の事業期間を記入すること。
- 2 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 3 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 4 1年間の事業実績を、上記表の真ん中の欄に記載すること。
- 5 申請時及び、5年目の欄には、申請時に提出した際の値を記入すること。

(2) 事業実績(造林・保育業)

【報告事業期間 年()年) 月 日～ 年()年) 月 日】 1

区 分		造林・保育業							
		植付	下刈り	除伐	枝打ち	鹿ネット	その他	その他	その他
(単位)		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	()	()	()
申請時	直 営 ²	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請 負 ³	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
年目	直 営								
	請 負								
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
(5年目) 目標年目	直 営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請 負	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

- 1 実施状況報告時の事業期間を記入すること。
- 2 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 3 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 4 1年間の事業実績を、上記表の真ん中の欄に記載すること。
- 5 申請時及び、5年目の欄には、申請時に提出した際の値を記入すること。

(3) 事業実績(その他林業 1)

【報告事業期間 年()年) 月 日~ 年()年) 月 日】 2

区分		その他林業							
		0	0	0	0	0	0	0	0
(単位)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
申請時	直営 ³	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請負 ⁴	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0				
年目	直営								
	請負								
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0				
(目標年) 5年目	直営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	請負	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.0	0.0	0.0	0.0				

- 1 森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産、特殊伐採等について記載すること。
- 2 実施状況報告時の事業期間を記入すること。
- 3 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 4 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 5 1年間の事業実績を、上記表の真ん中の欄に記載すること。
- 6 申請時及び、5年目の欄には、申請時に提出した際の値を記入すること。

(4) 請負先一覧

	商号又は名称	住 所	事業区分		
			素材 生産業	造林・ 保育業	その他 林業
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0
合計					

他社への請負により事業を実施している場合、その請負先について記入し、該当する事業区分欄に○印を記入すること。

欄が不足する場合は、適宜行を追加するか、別紙に記入すること。

添付書類

チェック

1	事業実績を証する書類（契約書等の写し）		別紙 4
2	連携事業体との協定書又は同意書の写し 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付		別紙 5
3	報告年次の貸借対照表及び損益計算書（これらに類する書類）の写し		別紙 6

2 生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等 (該当する欄に を記入すること。)

【必須】

年間計画や月間計画、週間計画を作成のうえで、目標達成に努めるとともに、現場毎に作業日報等を作成のうえ進捗管理を行う。

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

【選択(複数可)】

生産工程の見直しに取り組んでいること。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

作業システムの改善に取り組んでいること。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

製材工場等の需要者との協定締結等により、直接的な取引に取り組んでいること。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷に取り組んでいること。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等に取り組んでいること。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
0	0	0

その他（独自の取組）

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
	0	

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

原則として実施予定時期までに取り組んでいること。ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りではない。

添付書類

チェック

1	の作業日報等の写し（一部で可）		別紙 7
2	～ における取組内容（協定書等）の写し 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付		別紙 8

3 造林・保育の省力化・低コスト化 (該当する欄に を記入すること。)

【選択(複数可)】

伐採・造林の一貫作業システムの導入を行うこと。

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

コンテナ苗や苗の確保対策に取り組むこと。

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

低密度植栽や下刈り回数の軽減など省力化・低コスト化などに取り組むこと。

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

その他(独自の取組)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

原則として実施予定時期までに取り組んでいること。ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りではない。

添付書類

チェック

1	上記の取組内容(作業内容の資料)の写し 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付	別紙 9
---	---	------

4 主伐後の再造林の確保 (該当する欄に を記入すること。)

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

有している	申請時実施 予定時期	有してい ない
	0	

主伐後に適切な更新を行う体制を構築している。
ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいる。

(報告年次に実施した内容(申請時以外)について)

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
	0	

原則として実施予定時期までに取り組んでいること。ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りではない。

添付書類

チェック

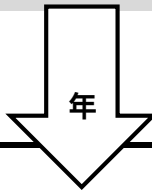
1	上記の取組内容(協定書や作業内容の資料)の写し 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付		別紙 10
---	---	--	-------

5 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保

高性能林業機械保有台数（申請時）

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド
台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台

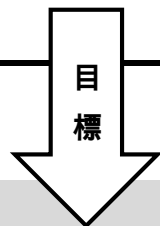
1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。こと。



年後の高性能林業機械保有台数(実績)

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド
台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。こと。
報告時点の保有台数を記入すること。



目標年次の高性能林業機械保有台数

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド
台	台	台	台	台	台	台	台
台	台	台	台	台	台	台	台

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。こと。
選定申請時に提出した際の目標台数を記入すること。

それぞれ上段に記載されていない高性能林業機械を所有する場合は、下欄に機種を記載の
うえ、台数を記入すること。

6 伐採・造林に関する行動規範の策定

(該当する欄に を記入すること。)

	策定済	申請時策定 予定時期	未策定
(1) 経営者独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>
(2) 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体：)	<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>
(3) 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体：)	<input type="checkbox"/>	0	<input type="checkbox"/>

原則として実施予定時期までに取り組んでいること。ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りではない。

添付書類

チェック

1	遵守する行動規範やガイドライン等の写し 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付		別紙 1 1
2	行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類 実施済の場合は、報告年次に変更がある場合のみ添付		別紙 1 2

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

(該当する欄に を記入すること。)

(1) 雇用管理の改善

【必須】

現場作業職員の常用化等の雇用の安定化や月給制度の導入、働きやすい環境づくり等の労働条件の改善

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(実施した内容について)

【必須】

「くまもと林業大学校」などのスキルアップに繋がる研修の受講

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(実施した内容について)

【必須】

原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度（独自含む）加入などの福利厚生の実施に取り組む

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(実施した内容について)

(2) 労働安全対策

【選択（複数可）】

リスクアセスメントを定期的実施する

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【選択（複数可）】

作業現場の安全巡回を定期的実施する

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【選択（複数可）】

その他（独自の取組）

実施済	申請時実施 予定時期	未実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(取組説明)

原則として実施予定時期までに取り組んでいること。ただし、台風、地震等の自然災害への遭遇や社会経済情勢の急激な変化など、不可抗力による影響で申請者が直接被害を受けたと判断され、やむを得ないと知事が認めたときは、この限りではない。

添付書類

チェック

1	就業規則（報告年次に作成・変更がある場合のみ添付）		別紙 1 3
2	上記の取組内容（作業内容の資料）の写し		別紙 1 4

8 コンプライアンスの確保 （以下の書類を添付すること。）

添付書類

チェック

1	県税の納税証明書 （事業期間後の納税が反映されているもの）		別紙 1 6
---	----------------------------------	--	--------